

1993 年度

# 駿台史学会大会

研究発表要旨

1993年12月11日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

# 研究発表会

## プログラム

自由論題	(10:30 ~ 11:30)	大学院南講堂
全幹事会 総会	(11:30 ~ 12:20) (12:20 ~ 13:00)	大学院第1会議室 大学院南講堂
趣旨説明	(13:00 ~ 13:10)	"
共通論題	(13:10 ~ 15:40)	"
休憩 質疑応答	(15:40 ~ 16:00) (16:00 ~ 18:00)	
懇親会	(18:00 ~ 20:00)	大学院第1会議室

## 自由論題

- 18世紀初頭に中国がロシアに送った使節について ..... 外川和雅  
明治大学大学院博士前期課程 東洋史学専攻

- グルジア共和国・ドゥマニシ (Dmanisi) 遺跡の発掘調査点描 ..... 島田和高  
明治大学大学院博士前期課程 考古学専攻

## 共通講題

### 葬送の社会史 —— 墓から何が見えるか ——

- 埋葬形態及び墓葬構造の変遷よりみた中国古代社会  
—— 新石器より前漢武帝期まで —— ..... 松崎つね子  
明治大学教授 東洋史

- 古代ギリシアの国葬 ..... 馬場恵二  
明治大学教授 西洋史

- 縄文時代後半期における大規模配石記念物の成立  
—— 「葬墓祭制」の構造と機能 —— ..... 小杉康  
明治大学助手 考古学

- 日本近世の村における葬制  
—— 下総国猿島地方にみる —— ..... 門前博之  
明治大学教授 日本史

- 両墓制の時空間的展開  
—— 祖靈觀の変遷 —— ..... 千葉徳爾  
元明治大学教授 地理学

# 18世紀初頭に中国がロシアに送った使節について

文学研究科史学専攻博士前期課程2年 外川和雅

私たちが前近代中国の対外姿勢を考える時、乾隆年間の英國マカートニー使節団来華の際の事などから、頑迷な『中華思想』を連想し、中国が西洋諸国に使節を派遣したのは19世紀中頃以後のことと思いがちである。しかし、ネルチンスク、キャフタ両条約締結後、実質的な対等関係にあったロシアには雍正間にロシア皇帝即位祝賀の使節が2回派遣されている。これらは、1731年と1732年にモスクワとペテルブルグでロシア皇帝に『叩頭』の礼を行い、拝謁している。

この使節行の記録は、ロシア対外政策公文館（A. B. II. P.）に詳細な物が残されている。それにより編まれた *:Бантыш-Каменский, Н. Н. Дипломатическое собрание дел российских и китайских государствами с 1619 по 1792 Казань, 1882* にも、この使節行が大きく扱われている。ロシア側の史料の豊富さに引き替え、中国側では、この使節行の史料はロシアからの露文の国書の中や、漢文史料では僅かに使節団参加者の伝記中に断片的に現れるのみであった。これら史料に拠って、G. Cahn, M. Mancall, 陳復光, 吉田金一, 野見山温の諸氏が分析を行い、この使節の目的はジュンガル汗国との戦争に際してロシアを中立化し、トルグート部に東帰を勧めてジュンガルを挾撃せんとしたものであり、漢文史料の缺陷は乾隆朝に至り清朝の対外姿勢の硬直化が『抹殺』をもたらした事に因ると推論した。だが、この使節派遣の意図が何であったのかと言うことは、中国側の史料に拠らずしては真に解明することは困難である。

だが1981年に『清代中俄関係檔案史料選編 第一編』が世に出るに及んで、事態は一変した。該書中にはジュンガルとの開戦に際して設置された軍機處に保管されていた満州文のロシア関連文書が収録されている。この中に当該使節行に関する文書多数が見られるからである。

トルグート部への使節行の顛末の報告書、対ジュンガル作戦の指揮を取っていた靖辺大將軍の上奏文、清国の理藩院からロシアの元老院への書簡等から、今回新たに確認されたのは以下の2点である。

当時、ジュンガル汗ガルダン・ツェリンの弟ラウザン・ショノンが兄との汗位継承闘争に破れ、トルグート部に亡命していた。清朝は彼を部内の和平派と認識していた。その彼を北京に呼び寄せようとしていた。もう一つは、清朝はカザフ等の中央アジアのイスラム諸国とジュン

ガル汗国との対立の情報を把握しており、清國軍のジュンガリア遠征の時、それらの出兵を期待していた。このために、トルグート部行の使節は任地からカザフ汗へ書簡を送り、使節さえ派遣しようとしていた。

つまり、ラウザン・ショノンを自らの手中に收め、ジュンガリア征服の後、ジュンガル汗位に据えて傀儡化するなり、彼を担ぎ出してジュンガル内部の反ガルダン・ツェリンを利用しようとしたのであろう。そして、特に注目すべきはトルグートのみならずカザフ等のイスラム諸国への軍事力をもジュンガルに向わせるために、自らそれらに働きかけようとしていた事である。そのような計画を実現させるためには、ロシアの友好的中立を確保し、その領土を通じて、それらと連絡を取ることが必要である。

また、使節団への訓令の中に、ロシア皇帝への拝謁をなるべく回避するよう命じた上で、それが能わざる場合は「…以下の様に言え、『我国の礼法では、皇帝への拝謁の礼を除けば、それに次ぐのは王候への礼です。我々両国は永年友好関係にあり、実際他国とは比較になりません。貴国のお汗が是非にと仰ったので、我々は我国の王候への礼を以て貴国のお汗に拝謁致しましょう。』…」とある。従来、この使節行は乾隆以前の開明的対外姿勢によって為し得たとされていたのだが、これに拠れば清朝は対露遣使に抵抗を感じていたのは間違いない。

では、なぜ清朝は『天朝』の威信を危険に曝してまで、ジュンガル汗国を征服する必要に迫られたのか。それはジュンガルとの対立の根底にあったのがチベットの保全だからである。チベットの中心地であるチベットがジュンガルの手に落ちれば、清朝のモンゴル支配を揺らがしかねないと認識を清朝自身がもっていたのは『実錄』等の史料に拠って確認される。このため雍正間の対露遣使がなされた訳で、これは露清関係の枠を越えて清朝の内陸アジア政策の一環と捉えるべき事件と言える。そして、当時の清國の対露政策が中央アジアの情勢の大きな影響の下にあったことの1つの証左なのである。

M E M O

# グルジア共和国・ドゥマニシ (Dmanisi)

## 遺跡の発掘調査点描

文学研究科史学専攻博士前期課程1年 島田和高

1992年8月・9月の2か月間、筆者と高倉純（明治大学）、杉野森純子（新潟大学）の3名は、ローマ・ドイツ中央博物館のGehart Bosinski教授の招きにより、グルジア共和国ドゥマニシ遺跡の発掘調査に参加する機会を得た。現在でも局地的紛争の報がたえないグルジア共和国での滞在は、発掘調査自体もさることながらさまざまな意味で印象深いものであった。

グルジア共和国の首都トビリシから南西に約85km離れたパタラ=ドゥマニシ地区に所在するドゥマニシ遺跡は、旧石器時代と中世城郭址の複合遺跡である。1960年に更新世の動物骨の一群が発見されて以来、1983年から旧石器時代の調査が始まり1991年からはドイツとグルジア科学アカデミーとの共同で本格的な発掘調査が行われている。ここでは、実際に我々が発掘に携わったドゥマニシ遺跡の旧石器時代について概要を述べたい。

遺跡は、西方約20km離れたジャワヘティ火山を源とする溶岩流を基盤として形成された溶岩台地にのっており、東流するピナツォリ・マザベラ両河川の合流点に立地する。両河川の河床面との比高差は約90mである。

更新世の堆積物は基盤である玄武岩質溶岩の直上からみとめられる。火山灰土とロームからなり、上位からII～VIの層位に区分される。II層から基盤までの層厚は約1.5～3mというように地点によってひらさがある。

これまでの調査で出土した旧石器時代遺物の内容は、石器・動物骨 (*Homo erectus*の下顎骨を含む)・少数の骨角器・Manuportと呼ばれる人為的に搬入された河床礫である。石器は珪質凝灰岩を中心にして玄武岩など近傍の河床で採取可能な石材で作られた、片刃礫器(chopper)・両刃礫器(chopping-tool)・石核・剝片・二次調整された若干の石器で構成されている。ハンド=アックスはみられない。動物群は、ヴィラフランカ階の動物相の特徴をよく示しており、ウマ・ウン・クマ・ゾウ・ダチョウ・サベルタイガー・サイ・リクガメ・オオカミ等で構成されている。また *Homo erectus* と同定されたヒトの下顎骨は自然的な要因ではない破壊の痕跡が残されているといい、その発見と共に注目されている。

これらの遺物は無遺物層であるIII層をはさんでII～VIの各層位から出土し、各層に文化層が認められるという。なお、*Homo erectus* の下顎骨はV層から検出されている。

我々が参加した1992年度の調査では1989・91年度の既調査区を取り囲むように各50m<sup>2</sup>の二か所の発掘区を設定した。III層上面までの掘り下げに調査はとどまったが、同様な旧石器時代遺物の出土をみた。発掘排土を水洗選別する微細遺物の検出作業も行われている。

遺跡のひろがりは少なくとも5,000m<sup>2</sup>と見積もられており、これまでの発掘面積はそのほんの一部に過ぎない。主に1989・91年度の調査で得られた暫定的な成果をまとめてみよう。

①無遺物層をはさんで4枚ないし3枚の文化層が認められるとされるが、下層文化層から上層文化層にかけて石器群には型式学的変化、型式の組成率や器種構成に変化がみられない。共伴する動物群もヴィラフランカ階の枠内におさまるものであり時期差を示す動物群が新たに登場することもない。したがって、同一の文化階梯に属する旧石器時代人の長期にわたる頻繁な居住の結果、ドゥマニシ遺跡は形成されたと考えられる。

②カリウム=アルゴン年代測定法によると、基盤溶岩の年代は180万±10万y.B.P.である。また同溶岩の古地磁気測定の結果は‘normal’であることから年代的にオルドヴァイ=イベントに対比される。また遺物の包含される更新世堆積物の形成には、ピナツォリ・マザベラ両河川の浸食過程との関係から約10万年のタイムスパンが考えられる。こうしたことから遺跡が残された年代は約160万年～170万年前と推定される。そして、*Homo erectus* の下顎骨とヴィラフランカ階の動物群を伴い、ハンド=アックスのいまだ認められない片刃・両刃礫器インダストリーであることからすると、ドゥマニシ遺跡は、ユーラシア大陸の中でも最も古い下部旧石器時代遺跡のひとつということになる。

以上、ドゥマニシ遺跡の概要と調査の暫定的な成果について簡単に述べたが、ドゥマニシ遺跡の旧石器考古学上の意義については触れることができなかった。これは筆者の力量不足ということもあるが、調査は始まったばかりである。調査者も突っ込んだ議論は時期尚早と考えており慎重な態度をとっている。本報告をもって機会を改め紹介したいと思う。

この調査には、グルジア共和国側からは、グルジア科学アカデミー考古学(ドゥマニシ)委員会(Die Archäologischen Kommission der Georgischen Akademie der Wissenschaften nach Dmanisi)のスタッフを中心にグルジア大学の学生が参加していた。調査とは別に彼らとの交流もまた楽しい思い出である。連日の戦火のニュースに重い空気が漂うことはあっても、同年代の同じ考古学を志すものどうしの会話はよく印象に残っている。旧ソ連からの独立にはじまり、ガムサフルディア元大統領との市街戦、継続的なインフレや流通機構の崩壊、そして紛争と、彼らを含めたグルジア考古学一般の直面する社会的環境は日本と比較して決してよいとはいえない。そのような中で、なぜこの発掘に参加したのかという問いに、彼らは一様に「グルジア人は歴史を大切にする。自国の歴史をよく知りたいから」とはっきりと答えた。兄弟知人が兵役に参加するなか長期の発掘調査に携わる彼らには頭が下がる思いであった。

### 参考文献

Bosinski, G. (eds.) 1989, Der altpaläolithische Fundplatz Dmanisi in Georgien.

# 埋葬形態及び墓葬構造よりみた中国古代社会

— 新石器より前漢武帝期まで —

松崎つね子

人類の長い歴史の痕跡を地上にとどめる事、甚だ少ない。まして文字を使用する以前の歴史の探索は、後に書き留められた神話・伝説の類の他に当時の人々が地下に残した住居址・墓地・遺物等の発掘にゆだねざるを得ない。中国における考古学的人類史の研究は、1900年代初頭、北京原人・仰韶新石器文化遺跡の発見等、主として欧米人によって始まり、その後その中で育った中国人研究者による竜山文化遺跡等の発見によってその緒についたが、本格的研究は1950年代以降を待たねばならなかった。以後中国考古学界の発掘・発見は目覚ましいものがあり、文字以前のみならず、現在では今日ここでも言及する戦国秦漢史においても、考古学的成果を無視しての研究は成り立たなくなっている。そうした成果の中から新石器より前漢前半期までの墓地・個人の墓葬のいくつかを例に「墓から何が見えるか」考えてみたい。

人が意識的に人を葬った痕跡を残す最古の例として周口店山頂洞人の残した跡が言われるが、ここではまず明確に墓地といえるものを残した新石器時代の仰韶文化期の氏族墓地から、以降、青海省柳湾の馬家窯文化半山類型・同馬廠類型・齊家文化等の墓地の墓葬構造・埋葬形態・副葬品等の変化の過程を追いながら、当時の人々が生きていた村の社会関係を垣間見たい。というのはこれらの墓葬を追って行くと、仰韶文化墓地では基本的には墓葬の規模、副葬品の質・量等において、亦男女による、さほどの差異を感じさせない。

ところが新石器も時代が下がるに従い貧富の差、性別の差を歴然としてゆき、さらには明らかに殉葬とみられる合葬墓が出現する。これは一人の墓主に対し一人乃至数人の殉葬を伴うもので、ここでは墓主のみ棺に納められ、殉葬者は大抵棺外に屈肢の形で葬られる。こうした合葬墓では墓主はこれまでの埋葬姿勢の大勢である仰身直肢をとっているのに対し、仰韶墓地に、例外的に見られた屈肢葬・断肢葬が殉葬者の姿勢として採用されている。そして普通墓主は男性、女性は殉葬者の役割を果たすものとして多く登場する。このように新石器末期の墓葬に階級性と性差が歴然と現れてくる。直接繁るものではないにしても、1900年代初頭、殷王墓発掘に際して数百の殉葬者と祭祀坑に埋められた人身犠牲が人々を驚かせたが、その予兆としての様相を充分に呈している。この殉葬の習俗が殷で独自の発達を遂げた事は、よく知られている事である。この習俗は殷を頂点として、その後急速に後退し、替わって漢代に隆盛を迎える俑葬の時代に入って行く。これも一見殉葬に直接替わるものとみて、実は別の意味を以って現れたのではないかと思っているが、この点については時間が許せば発表の場で触れたい。

また墓葬構造・副葬品の面では、新石器以来堅穴土坑墓を基本とし、木棺はすでに新石器後期に使用され始めるが、こうした基礎の上に殷に入って墓坑内に木槨を築く「堅穴木槨墓」が生まれ、以後葬制が整うにしたがって身分による棺槨の数、中に納められる副葬礼器の種類・数等が厳格に規定されるようになる。したがって発掘に際しては被葬者のこの世の身分のおよそを推測してあやまらない。ところが西周も過ぎて、春秋・戦国期に至ると、棺槨・副葬礼器の規模においていわゆる「僭越」が顕著になってくる。まさしく地上世界の下剋上の姿がそのまま地下世界に再現されているのである。こうした風潮は社会全般に及び、ここに「本物」の副葬礼器を用意し得ない階層による副葬礼器のミニ化、倣銅陶礼器化が始まり、後の土で作ったミニチュア、いわゆる「明器」隆盛の端緒を開くことになる。ここに至って殷周以来の墓葬内の礼的世界、伝統的堅穴木槨構造の墓葬からの離脱が始まる。と同時に、戦国諸国、特に秦・楚に墓葬全般に及ぶ地域差を生じてゆく。こうした変化が最初に現れたのは戦国秦の領域であった。副葬品においては礼器から日常用器への移行（墓葬内の礼的世界からの離脱とこの世化）、墓葬構造では「土洞墓」乃至「洞室墓」といわれる形式の出現であった。これは堅穴の底に横穴を掘り、そこに棺を納めると横穴の入口に板や木の枝等を立てて堅穴部分を埋め戻す方式で、この形式は、従来の堅穴構造が死者を完全に地下に閉じ込める形式であるとすれば、地下深くではあっても地底の死者の周辺に空間を生じさせたことになり、これは後に繋る新しい墓葬構造の端緒といってよい。ただしこの形式を採用したのはいわゆる中小墓の被葬者であった。このことはこの形式の墓葬発生にある予測をさせる。副葬礼器のミニ化、倣銅陶礼器化がそれを用意できない階層から生じたように、木槨を用意できない階層の発明によるとも考えられるからである。とすればこのことは、墓を造る階層が下に広がった事を意味している。もしこう理解できるとすれば、戦国期が伝統的勢力の後退と新興勢力の台頭の時代と見れば、その地上の姿がそのまま地下世界に再現された痕跡として見られるようと思う。この点で言うと、従来文化的後進地域と見られてきた秦が、なぜ中国統一をなし遂げたのか、地下世界の変化の有様はその答えの一つを示しているように思う。地下世界の変化を担ったのは、中層以下の人々だったのである。

墓葬全般にわたる変化の流れは前漢に受け継がれ、一つの形式に定まるのが前漢中期という意味で、表題のごとき副題をつけた。楚についても触れたかったが紙幅がつきたので、発表の場にゆずりたい。

M E M O

# 古代ギリシアの国葬

馬場 恵二

現在のギリシアに生活してみると、彼らギリシア人の服喪の慣習の余りにも強いことに誰しも驚かされる。死者哀悼の狂乱を伴う慟哭 (*thrēnos*) のなかで物語られる惜別の情おさえ難い悲しみの歌は、中世以降のギリシアの地にミロロギア (*moirologia* <*moira+logos*>) というギリシア独特の文学類型を生み出したともいわれている。そこで古代を振り返ってみると、前8世紀の幾何学様式の土器に描かれている死者慟哭の場面、さらにさかのぼってミケネ時代末期（前13/12世紀）のタナグラ出土の陶棺に見られる同様の場面が直ちに思い出される。ギリシア史研究においては「葬制」、つまり、あとに遺されて現在に生きる人間（遺族など）がどのように死者を弔い、社会がそれに対してどのような姿勢をとったのか、という問題は実はきわめて重要な研究課題のひとつなのである。

今回の報告の主題は、発表の場がシンポジウムであるという点を考慮して、「古代ギリシアの国葬」とした。日本や中国とは異質で、まさに古代ギリシア独特の表情と性格がここに読み取れると考えるからである。その場合、古代ギリシアといつても史料のあり方からどうしてもアテネが考察の主要な対象になってしまふのだが、ともかくそこの当該の国で社会的仕来り (*nomos*) として営まれていた「葬制一般」のなかから国葬、とくに戦没者の国葬というひとつの局面を取り出すことにした。その理由はこうである。葬儀 (*kêdeia*) は本来的には市民共同体国家においてもすぐれて私的な家族 (=家) の営みであった。それに対して古代ギリシアの戦没者国葬制度は、〔資料1〕のタソス碑文が明言しているように、戦没者の私的葬儀を禁止する方向に傾いていた。それはとりもなおさず、国家の側からの私権領域の侵犯ないし抑制にはかならない。すなわち、戦没者国葬制度導入の背景には「私的家族」対「公権力（国家権力）」、換言すれば「オイコス (oikos)」対「ポリス (polis)」の対立緊張関係が読み取れるのである。そして、両者の間の「綱引き合戦」の具体的実像に接近を試みようとするのが今回の報告の狙いである。

古代ギリシア諸国家 (*poleis*) の戦没者国葬に関して、大理石碑文という、史料形態としては最も直接的で、かつ内容的にも包括的な形で全体像を示してくれるのがさきほど言及した、エーゲ海北岸のタソス島から出土した前400年前後のころの一碑文史料である〔資料1〕。ここにはタソス市民共同体国家の戦没者国葬に関する国法が刻まれていて、史料豊富なアテネと

の比較の貴重な出発点とすることができる。同法に盛り込まれている「服喪期間の制限」や「私的葬儀 (*kêdeuein*) の禁止」、「戦没者遺児に関する条項」などを、前430年の冬、アテネで営まれた戦没者国葬に関する史家ツキジデスの有名な記述〔資料2〕と比較しながら読み合せると、戦没者の場合、本来は各家庭で営まれていたはずの葬儀とそれを取り巻く社会的仕来りが、国葬制度の出現によってその私的領域の縮小を余儀なくされている事実が確認できる。

そこで報告前半ではまず、アテネの国葬墓ないし国家造営の墓そのものを検証する。〔資料2〕に言及されている「國家の墓地 (dêmōsion sêma)」については幸いにも、紀元2世紀後半のパウサニアス『ギリシア案内記』第1巻の貴重な記述が残されている。〔資料3〕は、当該の箇所でパウサニアスが言及している個人墓、戦没者合葬墓、合わせて45基の墓とそれに対応する照合可能な碑文史料に関するコメントをつけて整理した一覧表である。戦没者合葬に関するかぎり、パウサニアス自身がアテネ最古の事例とみなしていたのは、彼がわざわざ「ペルシア軍の侵攻以前」とのコメントをつけている〔資料3〕-(12) の対アイギナ戦の墓である点、個人墓では僭主暗殺者ハルモディオスとアリストゲイトンが最古の人物である点などが確認できる。そのうえで前6世紀前半から前400年頃に至るまでの私人墓〔資料4-5〕について、その年代による造営密度のばらつきや傾向性を検討して、国葬制度成立の時期と歴史的背景を探るうえで問題とすべき点を指摘する。つぎに文献史料や碑文史料に散見される「薄葬令」的な性格をもった法律の概観を通して、戦没者国葬の制度導入が「薄葬令」の延長線上にありながら、それとは異なる次元と規模で葬制の私的領域を規制している事実を指摘する。最後に、戦没者国葬制度導入の歴史的背景として最も重要な意味をもったと思われるアテネ民主政の発展に関連して「在留外人アナクシラスの墓碑」〔資料5-CEG 58〕と、「僭主暗殺者ハルモディオスとアリストゲイトン」の墓〔資料3-(42)〕および広場に建立された彼ら僭主暗殺者の群像 (パウサニアス I. 8.5) に重ね合わせて検討の予定である。

## 〔配布資料〕

1. 戦没者葬送に関するタソスの国法 (LSGS 64)。前5世紀末／4世紀初め。
2. 前430年アテネの国葬と葬送演説 (Thuk. 2. 34. 1-46. 2)。
3. パウサニアス『ギリシア案内記』I. 29. 3-15. 2世紀後半。
4. 私人墓額文碑銘 (CEG I. 13-105)。前6世紀前半—前400年頃。
5. 戦没者個別墓 (アテネ)。前6世紀。

# 縄文時代後半期における大規模配石記念物の成立

## —「葬墓祭制」の構造と機能—

小 杉 康

### 1. 考古学的思考方法の課題 — 脱コンテクストということ

考古学、とくに先史考古学の分野では、取り扱う対象を特定のコンテクストから解き放つ必要がある。たとえ、分析者が育った文化に連続している（と考えられている）過去の文化を取り扱う場合においても、である。まず、自分が生きている文化（自文化）とは異なった文化、異文化にその対象は属するものであるという認識をもって、それに接しなければいけない。〈死〉の問題を例にしてみよう。縄文時代の屈葬人骨が発掘された——これを死者を恐れる心性のあらわれと解釈する者、胎児と類似するその姿勢に再生の観念を読み取る者、墓穴を掘る労力の軽減、「省エネ」と理解する者、様々である。多くの場合、これらの理解は我々の生きる社会の死（あるいは生）に対するイメージ、我々の心性の投影に相違ない。仮にこれらの解釈のどれかが、当事者のものに近似しているとしても、それは「当った」に過ぎず、また実際にはそのことを確める手立てがない。考古学の解釈につきまとうこの危険性を回避するためにはどうしたらよいのか。〈脱コンテクスト〉はいかにして確保されるのか。それにはまず、対象となるものごとの〈根源的な姿〉、特定の文化による意味付けがなされる以前の行為または〈もの〉の姿を捉える必要がある。そこで、「人間社会における死の根源的な姿とは何か」という問い合わせが發せられる。その答えは論理的な思考によって準備するしかない。（すでにこのような考え方自体が、自分の生きている文化のなせる業なのだが、こればかりはいたしかたない。）最近、日本でも民族誌考古学（ethno-archaeology）の実践の必要が盛んに唱えられるようになってきた。考古学者自らが、考古学的な視点——行為とその（1次的または2次的な）物理的な痕跡との対応関係へのまなざし——を生かして、民族誌データを採集する。民族誌考古学の重要さは、ある考古学的な現象を理解するのに、よりプリミティブで、都合のいい解釈を与えてくれるところにあるのではない。その知識によって自文化の理解の枠組みを相対化しなければならないのだ。しかし、相対化しただけでは解釈は成立しない。理想としては、いかなる文化にも意味付けされる以前の、逆に言えば、いかなる文化においても共通項となりうる核としての、行為または〈もの〉の姿、〈発生的構造〉を指定することが必要である。これによって脱コンテクストすること、これが考古学的思考の出発点となる。

### 2. 墓制・葬制研究の特色

墓址を分析対象とした研究は、これまで墓制あるいは葬制の研究と呼ばれてきたが、両者が明確に区分されたうえでの論攷ではなかった。墓制といった場合、墓地の構成、群をなす個々

の墓址の配置の規則性や、墓域と居住域との空間的な関係への視点が強調される。葬制では、墓址から検出された人骨の体位、それに附随する遺物から、葬り方の規則性や「規範」等について論究する傾向にある。しかし、墓制も葬制も相互乗り入れ的な内容であり、各研究においても語のニュアンスで両者を使い分けているに過ぎない。であるからこそ、それぞれの名称のもとになされる研究には、二つの共通した指向性が認められる。一つは、死に関連する観念に論及する指向性である。二つめは、墓址等に反映された社会関係の復原に向かうものである。前者は、先述の脱コンテクストの課題をどれほど果し得ているかが問題である。後者の目指すところは背後にある社会関係であり、墓址は分析資料に過ぎず、その社会的な機能については等閑視されがちである。ここでは上記二つの指向性とは別に、墓または葬送行為を一つの歴史的な達成事項として捉え、その歴史性を問う立場をとりたい。

### 3. 方法 — 構造と機能

a) 「葬墓祭制」とは 人の「死」が発生した後の、一定の規則に従って執行される、死の確認、死体の処理、墓の設営、墓への隔離、及びそれらに伴う儀礼行為の過程、並びに、その後の墓所での反復的な儀礼行為の過程、を総体として葬墓祭制と定義する。これは分析概念である。論理的には、死・葬送・墓・墓所儀礼の順で系統的に発達したと想定される。

b) 発生的構造と状況的機能 物質的事象としての考古資料を、それを成り立たせているいくつかの行為に還元する。通時的な視点から、還元された個々の行為の変遷の過程を跡付ける。再構築されたこの行為の通時的な姿を、行為伝統または行為の伝統性と呼ぼう。その行為伝統の出発点に位置する（と論理的に考えられる）行為の根源的な姿、これこそがその行為の〈発生的構造〉である。人間が作ったもの、広義の「道具」（ここでは〈もの〉と表現する）についても、行為の場合と同様に、〈もの〉の伝統性と発生的構造を指定することができる。さて、いくつかの行為と〈もの〉は、ある状況下で、一つの文化制度として統合される。これらの行為や〈もの〉は、自らの発生的構造に基づきながら、文化制度全体として一つの〈状況的機能〉を達成する。と同時に、これら行為や〈もの〉は、全体としての状況的機能と関連しながら、それぞれ独自な状況的機能を帯びることになる。

#### c) 死の構造

4. 縄文時代の葬墓祭制の理解の仕方
5. 墓址形態の通観 — 多様性の理解に向けて
6. 配石行為の伝統性
7. 事例分析 — 北村と金生
8. 大規模配石記念物の成立 — 臨機的死者儀礼から累世的死者祭祀へ

# 日本近世の村における葬制

— 下総国猿島地方にみる —

門 前 博 之

仏教の普及によって一般の人々が死者の亡骸を葬るようになるのは、日本の歴史においては15世紀以降のことである。14世紀初めまでは野捨てという死体遺棄も行なわれていた。15世紀以降17世紀にいたる時期には民間に多くの寺院が設立され、仏葬によって死者の亡骸は手厚く葬られるようになるが、民間寺院の設立は17世紀中頃にいたる70年間がことに多く、その時期に持庵（持仏堂）的形態をとりつつ多くの寺院が成立してくるとされている<sup>(1)</sup>。仏葬がより一般化し、死者の亡骸が遺棄されることもなくなるくなる時期は、近世幕藩制社会の形成過程に対応するということになる。そしてその過程は寺院を通じて人々が寺請制による支配に組み込まれていく過程でもあった。

本報告では近世における葬制の一端を下総国猿島郡山・沓掛両村（現茨城県猿島町）を具体例に垣間見していくこととしたが、両村の墓地のあり方をみると、小堂と埋葬地・墓塔類がいわばセットとなっている墓地が多い。このような墓地はこの地方のみではなく各地で広く認められる墓地の形態であろうが、他方では小堂をもたない一家のみの墓も存在する。本報告ではそのような墓地を確認することから始め、墓地の成立や墓地をめぐる人々=堂敷のあり方など墓制をめぐる側面、檀那寺と堂敷との関係など寺請制の側面、そして葬式という側面、の三つの側面から葬制について捉えていくことを考えている。墓制については近世の村としての両村の成立との関連や近世中期以降頻発する墓所出入関係文書の検討から、寺請制に関する側面は離檀争論の検討から考察していくこととなろう。

注 (1)以上、圭室諦成「葬式仏教」。竹田聰洲「近世社会と仏教」（岩波講座『日本歴史』9、所収）。

M E M O